

令和5年度契約情報の公表

部(局)等名：商工労働部

				随意契約の場合			
契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額 (円)	地方自治法施行令の 適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関) の名称	備 考
令和5年度事業承継総合支援事業に係る企業価値評価業務	R5.4.1	松江商工会議所 松江市母衣町55-4	4,012,470	第167条の2第1項第2号	松江商工会議所は、事業承継・引継ぎ支援センターを受託し、第三者承継に係る業務を適正かつ効率的に実施できる体制を有する唯一の機関であると判断できるため。	中小企業課	
令和5年度業界別持続化支援事業	R5.4.10	島根県中小企業団体中央会 松江市母衣町55-4	2,301,000	第167条の2第1項第2号	島根県中小企業団体中央会は、組合等の経営指導等に豊富な実績を持ち、事業の実施に際して効果的な助言を行うことが可能である。 また、同中央会は島根県全域を対象とした組織であり、この度の事業の対象範囲である島根県全域をカバーしていることから、この事業の委託先は同中央会以外には考えられないため。	中小企業課	
令和5年度冷暖房用灯油購入単価契約	R5.4.1	出雲石油株式会社 出雲市渡橋町1091-1	118.1			東部高等技術校	単価契約 予定調達総額 2,956,800円
令和5年度LPガス購入単価契約	R5.4.1	出雲ガス株式会社 出雲市上塩治町3057-11	418.0			東部高等技術校	単価契約 予定調達総額 2,299,000円
令和5年度島根県立東部高等技術校植樹管理及び除草業務委託	R5.4.1	出雲土建株式会社 島根県出雲市知井宮町138-3	1,980,000			東部高等技術校	
令和5年度障がい者委託訓練「総合実務科(前期)」業務委託	R5.4.10	社会福祉法人 希望の里福祉会 益田市高津三丁目23番1号	2,244,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	西部高等技術校	単価契約
令和5年度総合実務科運営業務委託	R5.4.1	社会福祉法人 希望の里福祉会 益田市高津三丁目23番1号	4,132,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	西部高等技術校	単価契約
令和5年度離職者等再就職訓練(准看護師養成科(R5入校))業務委託	R5.4.1	一般社団法人浜田市医師会 浜田市松原町277-8	5,650,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	西部高等技術校	単価契約
令和5年度精神障害者等向け実践能力習得訓練コースの受託先機関開拓業務等の業務委託	R5.4.1	社会福祉法人 希望の里福祉会 益田市高津三丁目23番1号	2,000,000	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しない	西部高等技術校	
令和5年度離職者等再就職訓練(美容科(R5入校))業務委託	R5.4.1	学校法人白蓮学園 浜田市浅井町1429番地20	5,994,120	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	西部高等技術校	単価契約
令和5年度離職者等再就職訓練(地域総合介護福祉学科(介護福祉士養成コース))業務委託	R5.4.1	学校法人みどり学園 大阪健康福祉短期大学 安来市広瀬町広瀬753-15	2,254,990	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	東部高等技術校	単価契約
令和5年度離職者等再就職訓練(保育・幼児教育学科(保育士養成コース))業務委託	R5.4.1	学校法人みどり学園 大阪健康福祉短期大学 松江市西川津町4280	4,509,982	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	東部高等技術校	単価契約
令和5年度離職者等再就職訓練(こども総合学科)業務委託	R5.4.4	学校法人坪内学園 松江市東朝日町74番地	2,431,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	東部高等技術校	単価契約
令和5年度離職者等再就職訓練(IT学科)業務委託	R5.4.4	学校法人坪内学園 松江市東朝日町74番地	13,254,956	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	東部高等技術校	単価契約
令和5年度離職者等再就職訓練(地域経済学科)業務委託	R5.4.4	学校法人坪内学園 松江市東朝日町74番地	5,301,982	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	東部高等技術校	単価契約
令和5年度離職者等再就職訓練(動物学科)業務委託	R5.4.4	学校法人坪内学園 松江市東朝日町74番地	5,433,982	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	東部高等技術校	単価契約

令和5年度契約情報の公表

部(局)等名：商工労働部

				随意契約の場合			
契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額 (円)	地方自治法施行令の 適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関) の名称	備 考
令和5年度離職者等再就職訓練(准看護科)業務委託	R5.4.10	一般社団法人松江市医師会 松江市西嫁島2丁目2-23	8,250,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	東部高等技術校	単価契約
令和5年度離職者等再就職訓練(理容学科)業務委託	R5.4.7	学校法人山陰理容美容学園 松江西津田町2丁目15-5	4,745,372	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	東部高等技術校	単価契約
令和5年度離職者等再就職訓練(栄養士養成科)業務委託	R5.4.7	学校法人タブチ学園 松江市伊勢宮町520番地8	2,169,992	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	東部高等技術校	単価契約
令和5年度離職者等再就職訓練(調理師養成科)業務委託	R5.4.7	学校法人タブチ学園 松江市伊勢宮町520番地8	2,169,992	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	東部高等技術校	単価契約
令和5年度離職者等再就職訓練(介護福祉学科)業務委託	R5.4.10	学校法人 木村学園 広島県広島市中区上幟町8-18	11,370,920	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	東部高等技術校	単価契約
令和5年度離職者等再就職訓練(こども保育学科)業務委託	R5.4.10	学校法人 木村学園 広島県広島市中区上幟町8-18	6,888,128	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	東部高等技術校	単価契約
令和5年度離職者等再就職訓練(こども福祉科)業務委託	R5.4.4	学校法人 斐川コア学園 出雲市斐川町富村1000-8	8,116,240	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	東部高等技術校	単価契約
令和5年度離職者等再就職訓練(医療ビジネス科)業務委託	R5.4.4	学校法人 斐川コア学園 出雲市斐川町富村1000-8	2,200,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	東部高等技術校	単価契約
令和5年度離職者等再就職訓練(情報システム科(システムエンジニアコース)業務委託	R5.4.4	学校法人 斐川コア学園 出雲市斐川町富村1000-8	28,600,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	東部高等技術校	単価契約
令和5年度精神障害者等向け実践能力習得訓練コースの受託先機関開拓業務等の業務委託	R5.4.1	社会福祉法人わかば 隠岐郡隠岐の島町岬町中の津四309-1	1,100,000	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しえない	東部高等技術校	
観光産業人材育成事業企画運営業務の契約について	R5.4.1	株式会社ARKカンパニー	13,990,020	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しえない	観光振興課	
なごや情報センター観光・物産の紹介宣伝業務委託	R5.4.1	東海島根県人会 会長 愛知県名古屋市中区栄4-16-36	1,100,000	第167条の2第1項第2号	本業務の実施にあつては、地理や観光、物産等の島根県に関する情報に十分に精通していることが不可欠であり、東海地域において、島根県内各地の出身者で構成される団体である東海島根県人会以外に、本業務を確実に実施できる者はいないため。	大阪事務所	
電波暗室棟1階機器保守業務	R5.4.1	株式会社東陽テクニカ大阪支店 大阪府大阪市淀川区宮原1丁目6-1	2,164,800	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達成しえない	産業技術センター	
アンシス製ソフトウェアライセンス使用許諾	R5.4.1	アンシス・ジャパン株式会社 東京都新宿区西新宿6丁目10-1日土地西新宿ビル18階	7,837,500	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達成しえない	産業技術センター	
R5年度グリーンビジネス戦略構築・事業化支援業務	R5.4.20	株式会社地域計画建築研究所 京都府京都市下京区四条通高倉西入ル立売西町82	12,111,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	産業振興課	
技術シーズ育成支援事業委託研究契約	R5.4.20	国立高等専門学校機構 松江工業高等専門学校 松江市西生馬町14番4	1,012,000	第167条の2第1項第2号	委託先を公募し、外部審査委員等による審査会の結果により採択候補と決定したため	産業振興課	
令和5年度専門高校の生徒を対象としたIT人材育成に係る支援業務(松江商業高等学校)	R5.4.18	株式会社ベントスネット 松江市北陵町43番地	4,983,000	第167条の2第1項第2号	・(一社)島根県情報産業協会の理事としてIT人材育成を担当しており、県内企業のニーズに応じた授業を実施するための高い企画力及び実施能力を有している。 ・県内IT企業の新入社員研修を実施している企業であり、プロジェクト型演習など実践的な授業を実施するために必要な豊富な経験を有している。 ・本事業は、以下理由により、3年程度は同じ企業が受託することが望ましい。(前回コンペR4年度) ①長期間に渡り高校の授業の運営を行うため、一定の経験値が必要 ②教材の準備等の負担が大きい ③高校生の入学から卒業までと同じ3年間を同一企業が受託することで、生徒の成長に応じた的確な指導を行うことができる。	産業振興課	

令和5年度契約情報の公表

部(局)等名：商工労働部

				随意契約の場合			
契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額 (円)	地方自治法施行令の 適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関) の名称	備 考
令和5年度専門高校の生徒を対象としたIT人材育成に係る支援業務(情報科学高等学校)	R5.4.18	ミニマルエンジニアリング 代表 松江市八雲町西岩坂117	4,989,600	第167条の2第1項第2号	・情報科学高校で実施するロボット制御、センサーネットワーク等に係る高度な技能を有している(高度スキルの保有)。 ・地元大学でのIoT授業を行った実績があり、ノウハウの蓄積が認められる(IoT分野での教育経験が豊富)。 ・当初(H27)から情報科学高校での授業の企画・立案を担っているため、過年度の課題を踏まえた授業内容の検証や見直しが期待できる。 ・本事業は以下の理由により3年程度は同じ企業が受託することが望ましい。(前回コンペR4年度) ①長期間に渡り高校の授業の運営を行うため、一定の経験値が必要。 ②教材の準備等の負担が大きい。 ③高校生の入学から卒業までと同じ3年間を同一企業が受託することで、生徒の成長に応じた的確な指導を行うことができる。	産業振興課	
令和5年度専門高校の生徒を対象としたIT人材育成に係る支援業務(松江工業高等学校)	R5.4.20	株式会社コムクリ 東京都三鷹市下連雀3-38-16	1,485,000	第167条の2第1項第2号	・Rubyにより開発を行っている企業であり、また、同校の生徒を採用の対象としていることから、Ruby開発講座の実施を希望する学校側のニーズに応じた授業を実施できる能力を有し、県内就職促進を目的としている本事業の主旨にも合っている。 ・上記理由から同校での事業が開始した令和3年度より2年にわたって授業を担当しており、一定程度ノウハウが蓄積されている状況である。 ・これまでは3日間の短期講座であったが、今年度は期間を拡大して行いたいという学校側の希望もあったことから、試行的に始める今回は過年度の状況をふまえた授業内容の検証や見直しが期待できる受託候補者の継続支援を求める教員等の声が多い。 ・また、本事業は下記理由から3年程度は同一企業が継続して受託することが望ましい。 ①長期間に渡り高校の授業の運営を行うため、一定の経験値が必要 ②教材の準備等の負担が大きい ③高校生の入学から卒業までと同じ3年間を同一企業が受託することで、生徒の成長に応じた的確な指導を行うことができる	産業振興課	
しまねデジタルイノベーション推進事業(デジタル導入支援者による伴走支援)業務の委託	R5.4.1	島根県中小企業団体中央会 島根県松江市殿町1	4,999,027	第167条の2第1項第2号	・中小企業等協同組合法に基づき設立された、県内における中小企業団体の育成と中小企業支援を担う、公的性格をもつ団体である。 ・特定非営利活動法人ITCしまねの事務局を有しており、中立公正な立場で企業の課題や相談内容に応じた最適な専門家(ITOCHYコーディネーター等のデジタル導入支援者)を派遣することができる。	産業振興課	
令和5年度島根県IT人材確保促進業務	R5.4.1	株式会社テックアイエス 愛媛県松山市湊町4丁目6番地12 池田ビル1階2階	23,000,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	産業振興課	
令和5年度「IT WORKS@島根」運営業務に係るシステム構築・管理業務	R5.4.1	株式会社ヒニアラタ 出雲市下古志町658-2	2,496,748	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	産業振興課	
令和5年度産業振興アドバイザー業務	R5.4.1	株式会社ブラムビーチ 東京都目黒区大岡山1-23-10	2,513,520	第167条の2第1項第2号	同社は鉄鋼業関連業務をはじめ、幅広い分野の知見とネットワークを有し、長年の業務経験から地域産業の状況についても詳しく、施策への助言や関係機関の調整等の業務が実行できるのは同社しかないため	産業振興課	単備契約
電気工事士免状交付業務委託契約	R5.4.1	島根県電気工事工業組合 理事長 松江市南田町125-45	新規交付(第1種) 3,982円 新規交付(第2種) 3,510円 再交付 1,792円 書換え 1,792円	第167条の2第1項第2号	電気工事士法に精通している県内唯一の事業者団体であること。 また、申請者と利害関係がなく、審査の公平性を担保できること。	産業振興課	単備契約 【予定数量(過去5年間の処理件数の平均)】 新規交付(第1種)82件、新規交付(第2種)313件、再交付 31件、書換え 10件
第2期テクノアークしまねネットワーク情報基盤整備業務	R5.4.1	NECフィールディング株式会社 山陰支店 支店長 島根県松江市袖師町2-38NKTビル	38,022,160	第167条の2第1項第2号	施設館内のネットワーク機器の設置は専門性が高く、当該施設の特性に合わせてアクセスポイント等を設置しなければ最適なネットワーク環境を構築することができず、事業の目的を達成することができない。また、最適なネットワーク環境の構築のためには建物内部を効率的に配線・配管を行う必要もある。 当該業者は、テクノアークしまねネットワーク設備に関する保守業務に従事し、令和3年度には当事業者により施設の一部のネットワーク環境の整備を実施しており、今回整備する箇所はそれに接続するものである。 当事業者以外の業者から調達をしたならば、整備済みのネットワーク環境との連携や全体の円滑な保守業務に支障を生ずるおそれが高いこと。当事業者は全館のネットワーク系の配線・配管を細部まで理解していること、営業所が近く詳しい担当者が常駐しているためすぐに保守に来訪できることなど	産業振興課	

令和5年度契約情報の公表

部(局)等名：商工労働部

				随意契約の場合		所管部課(地方機関)の名称	備 考
契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由		
島根県立産業高度化支援センターの指定管理に関する年度協定	R5.4.1	公益財団法人しまね産業振興財団 代表理事理事長 松江市北陵町1番地	211,876,000	第167条の2第1項第2号	審査会の結果による	産業振興課	
多言語メニュー作成サイト等の構築及び保守運営等業務委託	R5.4.1	株式会社リクルート 東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウサウスタワー	1,804,000	第167条の2第1項第2号	本サイトを構築した事業者で、保守運営業務のできる唯一の事業者であるため	観光振興課	
令和5年度島根県公式微博の管理運営業務	R5.4.1	TOMONARI株式会社 鳥取県西伯郡伯耆町丸山字上ノ原1803-970	1,056,000	第167条の2第1項第2号	本業務は中国市場向け公式SNS微博の管理運営業務を主としており、開設時より当社が管理運営しており、微博側との円滑な調整・実施ができる。また、当社は旅行業サービス手配業で県内の訪日旅行の手配の実績があり、中国の旅行業界および島根県の観光に精通している。このため、同社による実施が最も適当。	観光振興課	
令和5年度韓国市場誘客促進業務	R5.4.1	株式会社BRIGHTSPOON 大韓民国ソウル市江西区麻谷洞759-1斗山ザランドタワーB棟522号	1,300,000	第167条の2第1項第2号	①島根県の観光情報に精通している。②県公式ブログの情報発信を適切かつ効果的に行うことができる。③送客実績がある旅行会社等と関係を構築している。④県の立場や状況を理解した上で情報発信、各社との調整ができるため。	観光振興課	
令和5年度宍道湖ふれあいパーク維持管理業務	R5.4.1	公益社団法人松江市シルバー人材センター 島根県松江市西川津町825-2	1,827,360	第167条の2第1項第2号	宍道湖ふれあいパークの公衆便所等の清掃管理については、同施設内への自動販売機設置業者が(公社)松江市シルバー人材センターへ委託することにより実施されている。利用者の利便性・満足度の向上につなげるために同施設内の設備や植栽等の状況を常に把握することが求められることから、清掃管理等を行っている当該法人に管理運営を委託することが最も合理的であると考えられる。 なお、当該法人は高齢者の雇用の安定等に関する法律第37条に規定する地元で唯一の団体で、高齢者の軽作業を主とするため、契約することにより安価での執行が見込める。	観光振興課	
令和5年度島根県観光入込み客統計調査業務委託	R5.4.1	株式会社コスモブレイン 島根県松江市上乃木7丁目9-16	9,449,000	第167条の2第1項第2号	この統計調査業務で分析・算定する内容は、観光行政を推進する上で重要なデータ及び指標となるものであり、単なる統計的な処理ではなく経済的な分析技術を要するものであり、分析は厳密に均一である必要がある。 また、本統計業務は過年度との対比分析が必要とされるため、これまで実施した調査分析のノウハウ蓄積がない業者に委託することは、著しく不利益が生じることもあり、適切に業務が実施可能なのは当該業者以外にない。	観光振興課	
「ご縁も、美肌も、しまねから。しまね旅キャンペーン」対象旅行商品に係る広告掲載業務	R5.4.14	株式会社山陰中央新報社 島根県松江市殿町383	2,244,000	第167条の2第1項第2号	本業務の実施にあたっては、全国旅行支援「ご縁も、美肌も、しまねから。しまね旅キャンペーン」に加えて、島根県の独自施策として行う、県内旅行事業者が達成するマイカープラン等の日帰り旅行商品の利用は、県民利用が一番多いため、山陰での新聞購読者数の一番多い山陰中央新報が最も適当。	観光振興課	
令和5年度公式SNSを活用した観光情報発信事業	R5.4.1	アイム株式会社 島根県松江市北陵町47番地	7,000,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	観光振興課	
国際ウェルネスツーリズムEXPO出展業務	R5.4.1	RX Japan株式会社	1,523,500	第167条の2第1項第2号	ウェルネス市場へのアプローチを行う場として、国際ウェルネスツーリズムEXPOは「ウェルネスツーリズム」に関わる施設・アクティビティ・食・地域が一堂に出展する日本初の展示会であり、世界中の旅行会社メディア等が多数来場し商談が行われる唯一の催事である。当該イベントへのブース出展及びブース内装飾を実施するためには、主催者である同社を契約相手方とするほかない。	観光振興課	
令和5年度香港観光プロモーション業務の委託について	R5.4.1	佳日遊有限公司 香港九龍尖沙咀金巴利道74-77 號奇盛中心14樓C室	1,774,000	第167条の2第1項第2号	本業務は香港において、島根県の観光プロモーションを効率的かつ効果的に実施するために、日本の自治体のプロモーションの実績があること、日本に送客実績がある有力な香港旅行会社、メディア等とのネットワークを有していること、島根県の観光情報に精通していることが求められる。同社はこれらの要件を満たし、かつ平成29年度以降の同業務を受託しており、継続性のある運営、ブラッシュアップが期待でき、委託先として最適である。	観光振興課	
令和5年度島根県観光キャラクター「しまねっこ」を活用したPR活動業務	R5.4.1	(株)MILまね	11,000,000	第167条の2第1項第2号	・当該業務の履行においては、これまでに構築されたしまねっこのキャラクターイメージを維持するとともに、年間通してイベント出演が出来る管理体制、一定レベル以上のパフォーマンスを安定して行える人員体制、恒常的なSNS発信を行う制作体制が必要となる。 ・同社は、上記3点の運営体制を備え、安定したイベント出演対応とSNS等の管理・情報発信を展開するための相応のノウハウを所持し、運用管理できる唯一の業者である。	観光振興課	
令和5年度首都圏等メディアリレーション業務	R5.4.1	令和5年度首都圏等メディアリレーション業務受託コンソーシアム	17,494,400	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	観光振興課	
観光ガイドブック「ご縁旅×美肌旅 しまね」制作・配布プロモーション業務	R5.4.21	株式会社メディアスコープ	11,330,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	観光振興課	

令和5年度契約情報の公表

部(局)等名：商工労働部

				随意契約の場合			
契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額 (円)	地方自治法施行令の 適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関) の名称	備 考
令和5年度フランス観光プロモーション業務	R5.4.1	ネットファム株式会社	2,000,000	第167条の2第1項第2号	・本業務は、フランスからの観光誘客の拡大を図るため、本県の観光情報に精通していること、フランスに活動拠点があり、旅行会社やメディアとのネットワークを有していることが必要となる。 ・同社はこれらの要件を満たし、かつ平成25年度以降の同業務を受託しており、連続性のある運営、ブラッシュアップが期待でき、委託先として最適である。	観光振興課	
島根県立地情報ポータルサイト「しまねスタイル」運営業務	R5.4.1	株式会社イーグリッド 島根県出雲市常松町526	2,156,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定。	企業立地課	
ラジオ関西における観光PR番組提供業務委託	R5.4.17	株式会社神戸新聞事業社 姫路支社 兵庫県姫路市豊沢町78番地 神戸新聞姫路本社ビル4階	1,782,000	第167条の2第1項第2号	ラジオ関西は神戸新聞グループであり、神戸新聞事業社が総合的な営業窓口となっているため、同社を通じて番組編成を依頼する必要があるため。	大阪事務所	
令和5年度島根大学高度IT人材育成事業イノベーション創出(従来)型支援業務	R5.4.14	株式会社システムリンク 松江市浜乃木六丁目2-12日昇ビル2F	1,485,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	産業振興課	
令和5年度島根大学高度IT人材育成事業イノベーション創出(従来)型支援業務	R5.4.14	株式会社ブレイブスタジオ 松江市朝日町480-8	1,485,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	産業振興課	
文系IT人材確保支援事業 IT Boot Camp@島根	R5.4.28	株式会社テックアイエス 愛媛県松山市湊町4丁目6番地12池田ビル1階2階	15,240,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	産業振興課	
令和5年度産業デジタル化アドバイザー業務	R5.4.20	株式会社モンスターラボオムニバス 兵庫県神戸市中央区磯上通4-1-14	1,980,000	第167条の2第1項第2号	株式会社モンスターラボオムニバスに所属する杉原健司氏は、長期間にわたり情報産業の振興業務に携わり、市場動向等も意識した戦略的な新施策を作り上げ、適用した経験を有する。その企画立案力や企業・高等教育機関・専門家・国等とのネットワーク構築力などによって創出された施策成果については、県内外企業や専門家の中でも高く評価されている。上記のような能力を有し、かつ県内企業に精通した人は、杉原健司氏以外にはいないことから、同氏が所属するモンスターラボオムニバスへ業務を委託する。	産業振興課	
県外県産品販路拡大業務	R5.4.1	一般社団法人島根県物産協会 会長 松江市殿町191番地	11,000,000	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しない	ブランド推進課	R5.4.1～R7.3.31の2カ年契約 令和5年度分 5,500,000円 令和6年度分 5,500,000円
県産品販路開拓トータルサポート業務	R5.4.13	有限会社良品工房 取締役 白田典子 東京都杉並区西荻南2-6-5	26,368,650	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	ブランド推進課	R5.4.13～R7.3.31の2カ年契約 令和5年度分 13,184,325円 令和6年度分 13,184,325円
衛生管理力向上伴走支援業務	R5.4.1	公益財団法人 島根県環境保健公社 理事長 島根県松江市古志原一丁目4番6号	6,210,000	第167条の2第1項第2号	仕様で求める業務を遂行できる組織、団体は契約の相手方以外にいないため	ブランド推進課	
職員の研修派遣に伴う研修実施業務	R5.4.1	アジア・アライアンス・パートナー・ジャパン株式会社 代表取締役 橋内 進	19,470,666	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しない	ブランド推進課	
島根県海外ビジネス展開支援拠点運営常務	R5.4.1	アジア・アライアンス・パートナー・ジャパン株式会社 代表取締役 橋内 進	14,673,640	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定	ブランド推進課	
展示商談会補助事業者開発商品等斡旋及び出展者支援業務委託	R5.4.27	一般社団法人島根県物産協会 会長 松江市殿町191番地	1,698,000	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しない	ブランド推進課	
オーストラリア・島根フェアの委託業務	R5.4.28	3/380 Eastern Valley Way Chatswood NSW 2067 Australia Jun Pacific Corporation Pty Lt	1,057,892	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しない	ブランド推進課	
ドイツ市場における島根県産品販路拡大業務委託	R5.4.28	Gr.Eschenh Str. 39/39a 60 313 FFM H.I.S. DEUTSCHLAND TOURISTIK MNG. DIRECTOR	1,000,000	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しない	ブランド推進課	
米国市場における島根県産食品販路拡大業務委託	R5.4.3	2108 PullmanLane Redondo Beach, CA 藤井 康寛	1,000,000	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しない	ブランド推進課	
上海市場における島根県産食品販路拡大業務委託	R5.4.3	東京都渋谷区神泉町10-10 VORT渋谷神泉5階 インフィニティ・コミュニケーションズ株式会社 代表取締役	1,000,000	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しない	ブランド推進課	

令和5年度契約情報の公表

部(局)等名：商工労働部

				随意契約の場合			
契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額 (円)	地方自治法施行令の 適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関) の名称	備 考
中国越境ECサイト販売支援事業の業務委託	R5.4.5	高知市北川添10-15 株式会社ほっとこうち 代表取締役会長	3,503,500	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しえない	ブランド推進課	
令和5年度島根県物産観光館管理運営業務委託	R5.4.1	一般社団法人島根県物産協会 会長 松江市殿町191番地	11,564,000	第167条の2第1項第2号	(一社)島根県物産協会は、本業務を実施するために必要な、島根県産品についての幅広い知識や専門的な技術、県内事業者との広いネットワーク等を有している唯一の団体であるため。	ブランド推進課	